

第2部 平成23年度における子ども・子育て支援策の具体的実施状況

第1章 子ども・子育てを支援し、若者が安心して成長できる社会へ

第1節 子ども・子育てを支援するとともに、教育機会の確保を

1. 子ども・子育てを支援する

1) 子どものための現金給付

子どものための現金給付については、2011（平成23）年4月～9月までの6か月間は、2010（平成22）年度と同じ月額1万3千円の子ども手当の支給を行ったが、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（2011年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意）に基づく「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が2011年8月に成立、同年10月1日に施行された。

また、「児童手当法の一部を改正する法律」が、衆議院で修正が行われた上、2012年3月に成立、同年4月1日に施行された。これにより、所得制限額未満の方に対しては、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円の児童手当を支給し、所得制限額以上の方に対しては、児童1人当たり月額5千円の特例給付を支給することとなった。

2. 子どもの学びを支援する

1) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度（高校等の授業料負担の軽減）

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成22年法律第18号）が2010（平成22）年3月31日に成立し、同年4月1日から施行されている。

制度の導入や、都道府県の授業料減免等の取組によって、2010年度の経済的理由による高等学校等中途退学者数は、前年度に比べて減少（高等学校：1,647人（2009年度）⇒1,043人（2010年度）、約37%減少。私立高等専修学校：253人（2009年度）⇒174人（2010年度）、約31%減少）するなど、高等学校等の生徒の就学に変化が見られた（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び「文部科学省調べ」）。

2) 奨学金の充実等

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業では、毎年充実を図ってきており、2011（平成23）年度においては、特に、無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の解消に向けた拡充に重点化し、無利子奨学金で対前年度比9千人増の35万8千人、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度比8万8千人増の127万2千人の学生等に対して奨学金を貸与するための事業費を計上している。

3) 学校の教育環境の整備

2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を、2009（平成21）年3月に高等学校・特別支援学校学習指導要領などの改訂を行った。新学習指導要領では、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っており、2011（平成23）年4月から小学校等、2012（平成24）年4月から中学校等において新学習指導要領が全面実施となっている。

第2節 意欲を持って就業と自立に向かえるように

1. 若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む

1) 非正規雇用対策の推進

非正規雇用の労働者への支援として、キャリアアップハローワークで、①担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、②キャリアコンサルティング、③就職セミナー、④心の健康相談、生活・住居相談等を実施している。

派遣労働者については、派遣労働者の雇用の安定を図るため、日雇派遣の原則禁止のほか、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡待遇などを盛り込んだ労働者派遣法改正法が2012（平成24）年3月に成立した。

さらに、有期契約労働者については、雇用の安定と公正な待遇を確保するため、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする労働契約法の一部を改正する法律案を第180回通常国会に提出している。

2) 若者の就労支援

(1) 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

ア. 学校におけるキャリア教育・職業教育の充実の必要性

2011年1月、中央教育審議会において「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申が行われ、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援する観点から、次の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている。

【基本的方向性】

- ・ 幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進
- ・ 実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価
- ・ 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援(生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援)

イ. 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

文部科学省では、上述の中央教育審議会答申の内容を踏まえ、「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を開催し、2011年12月には、キャリア教育を行っていく上で関係者間に求められる共通理解や、学校や教育委員会が求められる態勢づくり、学校が社会と協働して行うキャリア教育を進めていくための種々の方策などを、報告書「学校が社会と協働して一日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行

うために」として取りまとめた。

また、学校、地域の産業界、自治体等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を文部科学省、経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を2011年度から創設し表彰することとした。

ウ. 高等教育段階におけるキャリア教育の推進

社会で共通して求められる基礎的な能力（社会人基礎力）の育成を推進する観点から、2011年度からは産業界、教育界、経済産業省が「社会人基礎力人材育成協議会」を開催し、日本の人材育成のあり方や社会人基礎力の普及・促進について検討している。

また、文部科学省では、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっていることから、大学等が教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組む体制を整えるため、大学設置基準等を改正した。

(2) 新卒者・既卒者の就職支援

新卒者・既卒者の就職支援のため、全国に新卒応援ハローワークを設置するとともに、ジョブサポーターを抜本的に増員し、きめ細やかな就職支援を実施するなど支援体制の強化を図っている。

また、卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」の周知を進めている。

(3) 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

ア. フリーター等の就労支援の推進

(ア) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

ハローワークにおいて、広くフリーター等に対し、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、正規雇用化に向け、一貫したきめ細かな支援を実施している。

(イ) 若年者等トライアル雇用等の活用

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用を図る「若年者等トライアル雇用事業」（1人4万円、最大3か月）等を実施している。

(ウ) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、広く求職者等を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、訓練実施期間からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめることにより、安定的な雇用への移行等を促進する制度であり、これまでの累計で、ジョブ・カード取得者数は約67.2万人（2012年3月末）、職業訓練受講者数は約20.3万人（2012年3月末）となっている。

イ. 就労が困難な若者に対する職業的自立支援の推進

地方自治体との協働により地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置（2011年度：110か所）し、若

者の置かれた状況に応じた専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供している。

(4) 若年者に対する技能啓発の推進

公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設及び工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競い合う場として若年者ものづくり競技大会を実施している。また、工業高校や職業訓練校等で技能を学ぶ学生や訓練生等を対象として、若年技能者の人材育成を目的とした3級技能検定を実施するなど、若年労働者の技能離れの防止や技能労働者の定着化に努めている。

(5) 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

都道府県が設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)」において、若者に対するカウンセリング・情報提供等の一連の就職支援サービスを提供する。

3) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

「子ども・若者育成支援推進法」が2010（平成22）年4月1日より施行され、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進とともに、若年無業者、ひきこもり等困難を有する子ども・若者への支援を行うために地域の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを推進している。

第3節 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

1. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

2) 乳幼児とふれあう機会の提供

保育所、児童館や保健センターなどの公的施設等を活用して、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

3) 学校・家庭・地域における取組の推進

小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

5) 家族形成に関する調査・研究等

2011（平成23）年度において、「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」や「都市と地方における子育て環境に関する調査」などを行ったところである。両調査の結果について、ホームページ等を通じて広く情報提供することにより、子育て支援に取り組む地方自治体、企業、特定非営利活動法人・団体等の支援をすることとしている。

2. 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

(1) 学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行う学校支援地域本部事業を実施している（2011（平成23）年度実施か所数：7,384校）。

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している（2011年度実施か所数：9,733か所）。

(3) 家庭教育支援

身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を実施している（2011年度実施か所数：2,512か所）。

2) 消費者教育等の推進

消費者庁と文部科学省が密接に連携を図りながら、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする消費者教育推進会議（会長は内閣府副大臣、副会長は文部科学大臣政務官）を開催してきた。

社会教育においては、2010（平成22）年度に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、2011（平成23）年度は、親子で学ぶ消費者教育の試行的実施等により、家庭における消費者教育の推進を図った。

3) 地域や学校における体験活動

(1) 地域における体験活動の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体

験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している。

(2) 学校における体験活動の推進

小学校においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

4) 文化・芸術活動

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実に資するため、子どもたちが、学校において、文化芸術団体や芸術家による舞台芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子どもたちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、全国高等学校総合文化祭を2011（平成23）年度は8月に福島県で開催した。

5) 自然とのふれあいの場

国立公園等において、子どもたちに自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供した。

6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

7) 子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。市民団体、NPOなどが行う自然体験・環境教育の活動場となる藻場・干ばつ等を保全・再生・創出し、市民による良好な港湾環境の利活用の促進、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実に資するため、海辺の自然学校を開催している。